

令和4年4月8日

保護者等 各位

仙台市立仙台大志高等学校  
校長 牛来 拓二

高等学校学則の一部改正について（お知らせとお願い）

日頃より本校の教育にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行に伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることから、在籍する生徒の修学上必要な事項を定めた高等学校学則の一部が令和4年4月1日付けで改正されました。

改正により、在学中に成年年齢に達した生徒の諸手続等については、下記のとおりとなりますが、学校における指導は改正前と大きく変わるものではございませんので、ご理解いただき、引き続きご協力をお願いいたします。

記

成年年齢に達した生徒については、親権に服することがなくなることから、諸規定等の中の「保護者」を「保護者等」と改めます。

1 入学時に提出した誓約書の扱い

生徒が成年年齢に達しても、入学時の保護者または保証人に変更がなければ、改めて提出は不要です。

2 退学・休学・留学等の学籍に係る手続き

成年年齢に達した生徒については保護者等の同意のみとなり、書面への連署は不要となります。

3 生徒指導・進路指導等

改正前と大きな変更はなく、成年年齢に達した生徒においても、保護者等の書面への連署や同席が必要となります。

4 授業料・校納金等の納入

成年者であっても、保護者等の皆様には引き続きご協力いただくこととなります。

5 その他

成年年齢に達した生徒は、消費者契約等においても保護者等の同意が不要となることから、様々なトラブルに巻き込まれる危険性が高くなると言われております。学校においても消費者教育に取り組んでおりますが、ご家庭でも必要なお指導を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

担当 仙台市立仙台大志高等学校  
教頭 越坂 由美 山田 武  
TEL 022-257-0986  
FAX 022-298-8248